

中国における少年司法制度の現状

－日本の少年司法制度との比較考察－

高橋正義

- I はじめに
- II 中国における少年の概念と少年犯罪の動向
- III 日中両国における少年司法制度の比較
- IV おわりに

I はじめに

中国は世界一の人口大国である。2008年12月現在の戸籍登録上の人口数は13.28億¹であり、うち18歳未満の人口は日本総人口の3倍にあたる約3.67億にも上る。しかし、中国の少年司法制度の歴史はとても浅いものである。中国共産党の毛沢東主席が死亡後の1970年代後半より、中国は改革開放政策を謳え、ようやく法制度の回復と整備を進めてきたが、少年保護に関する法整備いわゆる少年法は誕生しなかった。

1984年11月に、上海市長寧区人民法院（日本の地裁にあたる。中国において裁判所は人民法院という。）において、中国初の「少年法廷」が設立され、これは中国少年司法制度の始まりとされる。1991年1月26日に「最高人民法院少年刑事事件の審判に関する規定」が最高人民法院審判委員会において通過され、それに基づき、全国各地で少年法廷を設置し始めた。全盛期の1994年には3336の少年法廷が設置された²が、その後減少の傾向に陥り、2007年現在、全国では2420の少年法廷³が設置されている。立法上においても、1987年6月20日に上海市は全国初の少年に関する法規として「上海市青少年保護条

例」を採択した。その後、全国において、1992年1月1日に「中華人民共和国未成年者保護法」が施行され、また1999年11月1日に「中華人民共和国未成年者犯罪予防法」が施行されることによって、中国長年の少年立法の空白がようやく埋められた。

本稿は中国の少年司法制度の20年あまりの発展軌跡を踏まえ、日本の少年司法制度と比較したうえで、中国における少年司法制度の現状を整理してみたい。

Ⅱ 中国における少年の概念と少年犯罪の動向

日本の「少年法」第2条1項は「この法律で『少年』とは、20歳に満たない者をいい」と規定している。これに対し、中国の法律には、「少年」という専門用語はなく、実務上において、「少年犯」や「不良少年」等のさまざまな呼び方が存在するが、法律上において、現在、「未成年者」という専門用語に統一されている。しかし、何故か少年事件を審理する法廷だけは「少年法廷」と呼ばれている。

未成年者について、「中華人民共和国未成年者保護法」第2条は「未成年者とは、18歳未満の国民をいう」と規定し、「中華人民共和国憲法」第34条も「満18歳の者は成人である」と明確に規定している。「刑法」、「刑事訴訟法」、「監獄法」などの関連法律の規定に照らし、中国における刑事司法意義の少年は、満14歳以上18歳未満の未成年者であると定義できる。

1 非行少年

日本では、少年法による手続の対象は保護事件として審判に付すべき非行少年である。非行少年は犯罪少年・触法少年・虞犯少年の3種類がある（第3条1項）が、このうち、犯罪少年とは、罪を犯した少年（第3条1項1号）をいう。触法少年とは、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年（第3条1項2号）をいう。虞犯少年とは、一定の不良行状（虞犯事由）があつて、かつその性格または環境を照らして、罪を犯すまたは触法行為をする恐れ（虞犯性）がある少年（第3条1項3号）をいう。「少年法によれば、すべて

の少年非行事件は、家庭裁判所に通告・報告・送致され、家庭裁判所に受理された事件は、少年法の目的に従って一応、保護処分を目ざして手続が進められる」⁴。

中国では、少年法のような少年を対象にする専門の手続法が存在しない。いわゆる少年審判の対象も犯罪少年に限定されている。法律による明確な少年犯罪の定義がなければ、触法少年・虞犯少年の定義もない。少年犯罪と成人犯罪は刑事責任年齢により明確に区別されると同時に、違法（触法）行為と犯罪行為も厳格に区別されている。しかし、日本の少年法の目的と違って、中国の少年審判はあくまでも刑事処罰を目ざして手続が進められる。これは中国の少年司法制度と日本の少年司法制度の根本的な相違点であるといえてよい。

2 刑事責任年齢

刑事責任年齢の起点について、中国の「刑法」は満14歳と規定している。「刑法」第17条の内容を整理すると、刑事責任年齢は4段階に分けられる。すなわち、無刑事責任年齢段階・部分刑事責任年齢段階・緩和刑事責任年齢段階と完全刑事責任年齢段階である。

- ① 無刑事責任年齢段階とは、14歳未満の未成年者は刑事責任を負わないと意味する。
- ② 部分刑事責任年齢段階については、「刑法」第17条2項は「満14歳以上16歳未満の者が故意殺人、故意重傷害または傷害致死、強姦、強盗、麻薬販売、放火、爆発、毒物投与の罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない」と規定している。つまり、満14歳以上16歳未満の少年は、以上の八つの重大な罪を犯した場合のみ、刑事責任を負うことになる。
- ③ 緩和刑事責任年齢段階に関しては、「刑法」第17条1項は「満16歳以上の者が罪を犯した場合は刑事責任を負わなければならない」と上記第17条2項の満14歳以上16歳未満の者が八つの重大な犯罪をした場合は、刑事責任を負わなければならないと規定しながらも、第17条3項は「満14歳以上18歳未満の者の犯罪は、その刑を軽くし、または減輕して処罰

すべきである」と規定している。つまり、満14歳以上18歳未満の少年の犯罪は、成人犯罪者よりも刑を軽くしあるいは処罰を軽減することができる。

- ④ 完全刑事責任年齢段階とは、満18歳以上の者は成人であるので、当然完全な刑事責任を負わなければならないと意味する。

3 違法行為と犯罪行為

中国では、違法行為と犯罪行為を厳格に区別している。1997年の改正「刑法」第3条は、「法律が明文で犯罪行為と規定するものは、法律によって罪名を決定し刑を処する。法律が明文で犯罪行為と規定しないものは、犯罪の認定及び処罰をしてはならない」と規定し、明確に「罪刑法定」の原則を強調した。

違法行為とは、国家の憲法・法律・法令・行政法規及び行政規則に違反する全ての行為である。

これに対して、犯罪行為は「刑法」が明文で規定しなければならず、下記の3要素が揃わなければならない。

- 第一 犯罪行為は社会に危害する行為である。
- 第二 犯罪行為は「刑法」の規定に触れる行為である。
- 第三 犯罪行為は「刑法」によって処罰すべき行為である。

また、「刑法」の規定に触れる行為であっても、その情状が著しく軽微の場合は、犯罪行為とみなさない。

つまり、中国において、違法行為は必ずしも「刑法」によって処罰される犯罪行為ではないが、犯罪行為は当然違法行為に含まれるものである。

4 少年犯罪の動向

近年、中国において少年犯罪は著しく増加する一方である。2000年から2004年までの間、全国の人民法院で有罪判決を確定した少年犯罪者の人数は毎年平均14.18%に増加し、2005年には、有期懲役5年以上の刑罰が言渡された少年犯罪者は前年度より19.94%に増加した。罪名から見ると、強盗罪・窃盗罪・故意傷害罪・強姦罪・挑発騒乱罪・集団暴行罪・故意殺人罪・

薬物の密輸販売運輸罪・詐欺罪・金銭目的の恐喝罪等の犯罪が最も多いものであった。

少年犯罪の特徴については、以下のように整理できる。

- ① 低年齢傾向。1990年代以来、中国少年犯罪の年齢は以前より2、3歳ほど早まった。その犯罪の年齢段階を分けると、10歳から12歳の年齢段階に、不良行為が目立ち始め、13歳から14歳の年齢段階に、犯罪行為に手を染め始め、15歳から17歳の年齢段階に、犯罪のピーク時期となる。たとえば、2007年に北京市の調査結果によると、当時267名の少年受刑者の中に、15歳の少年受刑者は78名であり、29.2%を占め、16歳の少年受刑者は116名であり、43.4%を占めている。つまり、15、16歳の少年犯罪者は最も多く、少年犯罪者全体の72.6%を占めている。
- ② 暴力化傾向。強盗・故意傷害・強姦・故意殺人などの重大な暴力犯罪が多く発生している。
- ③ グループ化傾向。1980年代以来、グループ犯罪は一貫して少年犯罪の主要形態となり、特に、近年の少年犯罪の60%以上はグループ犯罪に属するものである。
- ④ 知能化・成人化傾向。近年、公文書の偽造・クレジットカードや通貨の偽造等の現代技術を利用した少年犯罪が急増している。また、売春買春・薬物吸引販売・集団賭博等の成人化した少年犯罪も目立つようになってきている。

Ⅲ 日中両国における少年司法制度の比較

前述のように、日本の少年司法制度は犯罪少年・触法少年・虞犯少年の3種類の非行少年に及んでいる。これに対し、中国の少年司法制度は犯罪少年にしか及ばず、犯罪少年以外の非行少年に対して、司法手段を通さずに行政処罰等の行政手段によって対処している。以下において、日中両国における非行少年に対する司法手続を整理したうえで、日中両国の少年司法制度を比較してみたい。

(1) 家庭裁判所における手続の流れ⁶

調査と鑑別 家庭裁判所は、検察官から事件の送致を受けたときに、事件について家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせる。また、審判を行うため必要があるときは、該当少年を少年鑑別所に送致し、その資質鑑別を求めることができる。調査結果について、児童福祉法上の措置を相当と認めるときは、事件を都道府県知事または児童相談所長に送致する。また、事案等に応じ、審判不開始決定をして事件を終局させ、または審判開始の決定をする。

審判 家庭裁判所における審判は、通常一人の裁判官が取り扱うが、決定により裁判官の合議体でこれを取扱うこともできる。審判は非公開で行われるが、一定の重大事件の被害者等から審判の傍聴の申出があった場合、少年の健全な育成を妨げる恐れがなく相当と認めるときは、傍聴を許すことができる。

家庭裁判所は、一定の重大犯罪の犯罪少年に係る事件において、その非行事実を認定するために必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができる。なお、家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、相当の期間、家庭裁判所調査官に少年を直接観察させる試験観察に付することができる。

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、またはその必要がないと認めるときは、不処分の決定をする。児童福祉法上の措置を相当と認めるときは、事件を都道府県知事または児童相談所長に送致する。死刑・懲役または禁錮に当たる罪の事件について、刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致するが、犯行時満16歳以上の少年による一定の重大な事件については、原則として、事件を検察官に送致しなければならない。これらの場合以外は、少年を保護処分に付さなければならず、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致（18歳未満の少年に限る）、または少年院送致（おおむね満12歳以上の少年に限る）のいずれかの決定を行う。

少年、その法定代理人または付添人は、保護処分の決定に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認または処分の著しい不当を理由とするときに限り、高等裁判所に抗告をすることができる。他方、検察官は、

検察官関与の決定があった事件について、非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反または重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に抗告審として事件を受理すべきことを申立てることができる。

(2) 保護処分に係る手続の流れ⁷

少年院送致と仮退院 少年院送致となった少年は、少年院に收容され、矯正教育を受けつつ更生への道を歩む。少年院での收容期間は、原則として20歳に達するまでであるが、送致決定の時から1年間に限って收容を継続される場合がある。在院者は、收容期間の満了により退院できるが、家庭裁判所は、一定の場合には、少年院の長の申請により、23歳を超えない期間を定めて、收容を継続する決定をする。さらに、少年院の長の申請により、26歳を超えない期間を定めて、医療少年院での收容を継続する決定をすることもある。

他方、在院者は、收容期間の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定により、仮退院が許されることがある。仮退院した後は、收容期間の満了日までの期間において、保護観察に付される。

保護観察 保護観察に付された少年は、原則として、20歳に達するまでに、保護観察官または保護司から改善更生のために必要な指導監督及び補導援護を受ける。ただし、少年が確実に改善更生することができると認めるときは、保護観察所の長は、保護観察の解除等を行うことができる。

他方、少年が警告を受けても遵守事項を遵守せず、かつ、保護観察によって改善及び更生を図ることができないと認められるときは、家庭裁判所は、児童自立支援施設・児童養護施設送致または、少年院送致の保護処分をすることができる。児童自立支援施設・児童養護施設送致となった少年は、児童福祉法による施設である児童自立支援施設または児童養護施設に收容される。

(3) 刑事処分に係る手続の流れ⁸

起訴と刑事裁判 家庭裁判所から少年の事件の送致を受けた検察官は、

公訴の提起に足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならない。起訴された少年の公判の手續は、成人の場合とほぼ同様である。ただし、裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定によって、事件を家庭裁判所に移送する。また、少年を長期3年以上の有期の懲役または禁錮をもって処断すべきときは、その刑の範囲内において不定期刑（刑の短期と長期を定める。短期は5年、長期は10年を超えることはできない）を言い渡す（刑の執行猶予の言渡しをする場合を除く）。犯行時18歳未満の者には、死刑をもって処断すべきときは無期刑を科さなければならず、無期刑をもって処断すべきときであっても、有期の懲役または禁錮を科することができる。

刑の執行 懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年は、少年刑務所または一般刑務所内の成人と分離して特に区画した場所でその刑を執行する。ただし、16歳に達するまでの間は、少年院において、その刑を執行することができる。この場合、懲役の言渡しを受けた少年に対しても、その間は作業を課さず、矯正教育を行う。

仮釈放 少年のとき懲役または禁錮の言渡しを受けた者のうち、無期刑の言渡しを受けた者については7年（ただし、犯行時18歳未満であったことにより死刑をもって処断すべきところを無期刑の言渡しを受けた者については10年）、犯行時18歳未満であったことにより無期刑をもって処断すべきところを有期刑の言渡しを受けた者は3年、不定期刑の言渡しを受けた者はその刑の短期の3分の1の期間をそれぞれ経過した後、仮釈放を許すことができるとされている。

2 中国における非行少年に対する手續の流れ

中国における少年非行への対処は、公安（警察）機関・人民検察院・人民法院等の司法行政部門及び地方政府部門の連携のもとで成立している。犯罪少年に対して、司法手段により対処するが、それ以外の非行少年に対しては、司法手段を通さずに行政手段により対処する。

(1) 人民法院の組織概要

中国の憲法は、「人民法院は、国家の裁判機関である」(第123条)と規定している。人民法院の設置は四級制であり、すなわち、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院と基層人民法院である。また、裁判制度については、二審終審制をとっている。中国の二審終審制とは、最高人民法院による一審判決または裁定は、当然終審判決または裁定となるが、ほかの一審人民法院の判決または裁定に対し、不当または不服があった場合には、被告人(自訴事件の原告人)及びその弁護人・代理人または公訴を担当する人民検察院は控訴(中国では、人民検察院による控訴は「抗訴」という)することができる。この場合には、控訴審を受理した上級人民法院による二審判決または裁定は終審判決または裁定となり、控訴できない。これはいわゆる中国人民法院の四級二審終審制である。

中国において、最高人民法院は国の最高裁判機関であり、地方各級人民法院ならびに軍事法院等の専門法院の裁判業務に対し、監督・指導権がある。また、法律・法令・法規に対し、司法解釈権を有する。ほかには、死刑の終審判決に対し、最終審査権(死刑復核)と執行命令の発令権を有する。

高級人民法院は、各省・自治区・直轄市ごとに設置され、現在、全国に31の高級人民法院がある。高級人民法院はそれぞれの地方の下級各級人民法院の裁判業務に対し、監督・指導権がある。

中級人民法院は、各省・自治区において地区ごとに、各直轄市においてブロックごとに設置され、原則として、一般事件の二審(終審)と重大事件の一審を担当する裁判所である。

基層人民法院は、各省・自治区において県及び県級行政区画の市ごとに、各直轄市において区及び県ごとに設置され、原則として、一般事件の一審を担当する裁判所である。

中国において、以上の各級の人民法院の設置に対応して、同級の人民検察院が設置されている。

(2) 犯罪少年に対する司法手続の流れ

① 公安（警察）機関による捜査、拘置と取調べ

中国において、刑事事件に関する捜査・拘置・取調べは公安（警察）機関が担当する（刑事訴訟法第3条1項）。少年刑事事件についても同様である。

前述したように、中国の刑法は、非行少年の犯行時の年齢によって、その刑事責任を規定している。つまり、「満16歳以上の者が罪を犯した場合は刑事責任を負わなければならない」（第17条1項）、「満14歳以上16歳未満の者が故意殺人、故意重傷害または傷害致死、強姦、強盗、麻薬販売、放火、爆発、毒物投与の罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない」（第17条2項）と規定している。上記以外の場合は、少年刑事事件として立件できない。したがって、少年刑事事件として立件できるか否かは、まず行為者の犯行時の年齢を正確に確認しなければならない。

少年犯罪の捜査手続に対し、中国の刑事訴訟法は特別に規定していないが、「未成年者保護法」には、「未成年者の犯罪事件を処理するにあたり、未成年者の心身の特徴に配慮しなくてはならず、かつ、必要に応じて、専門機関を設立あるいは専門員を指定して処理させることができる」（第40条）、「審理前に拘禁する未成年者については、拘禁された成年者と区別して収容しなくてはならない」（第41条）等と規定し、また、「公安機関未成年者犯罪事件処理規定」（1995年10月）には、「未成年被疑者の取調べにあたっては、成人の場合と異なり、教育及び思想的問題の解決を重視した方法がとられる。取調べの前には、未成年被疑者の生活・学習環境・成長経歴・性格特徴・心理状態及び社会的交友等の状況を調査し、取調べの要旨が作成される」（第10条）、「未成年者に対しては、強制的措置を可能な限り避けるようにしなくてはならない」（第15条）、「戒具は、未成年者の犯罪事件の処理においては、原則として使用してはならないが、凶行・逃走・自殺・自傷等の現実の危険が見られるときは、必要最小限で使用することができる」（第22条）等と規定し、少年の身体的・精神的特徴に合わせた方法による少年犯罪の捜査・拘置・取り調べが行われる。

② 人民検察院による公訴の提起

中国において、刑事事件に関する逮捕の許可ならびに検察（一部の事件の捜

査を含む)及び公訴の提起は、人民検察院がその責任を負い(刑事訴訟法第3条)、また、刑事事件の判決・決定の執行が適法であるか否かについても、人民検察院がそれを監督する(同法第224条)。少年刑事事件についても同様である。

公安機関の捜査を終えると、少年刑事事件は、公安機関が作成した起訴意見書とともに、人民検察院に送致される。人民検察院は事件に対して、起訴審査を行ったうえで、公訴提起・事件撤回・不起訴のいずれかの決定を行わなければならない。

送致された少年刑事事件に対し、成人刑事事件と違った刑事訴訟法の規定がないが、実務上において、人民検察院は少年の身体的・精神的特徴に配慮しなければならない。

たとえば、起訴審査段階において、まず年齢の確認を確実に行うべきである。少年を尋問する際には、その法定代理人の立会を許すことができる。また、女子の尋問は女性検察官を担任させる。少年を尋問する際には、原則として、戒具の使用を禁止する。公訴提起の段階において、人民検察院は、犯罪の摘発及び教育と審判を結び付けるのに努めなければならない。

絶対不起訴 少年容疑者が刑事訴訟法第15条のいずれの規定に該当する場合には、人民検察院は不起訴の決定を下さなければならない。これはいわゆる絶対不起訴というものである。

第一 犯行が著しく軽微で、社会危害が小さく、犯罪と認められない場合。

第二 時効期間を経過している場合。

第三 特赦令により刑罰を免除されている場合。

第四 自訴刑事訴訟事件で、告訴がないまたは撤回された場合。

第五 事件の容疑者、被告人が死亡している場合。

第六 その他の法律の規定により刑事責任の追及が免除されている場合。

酌量不起訴 少年事件の情状が軽微であれば、刑法の規定に照らし、刑罰を言渡す必要がなく、あるいは刑罰を免除した場合には、人民検察院は不起訴の決定を下すことができる。これはいわゆる酌量不起訴というものである。

③ 少年法廷による審判

前述したように、中国には、専門の少年裁判所（人民法院）がないため、人民法院内の少年法廷が少年審判を担当する。また、専門の少年法がないため、一般的に、刑事訴訟法の規定は少年刑事事件にも適用される。ただし、少年保護の観点からは、「審判公開」のような少年審判に適用できない規定もある。少年法廷は、少年の刑事事件を審理する際には、少年被告人に対して、成人被告人と同様の訴訟の権利を保障しなければならないと同時に、少年被告人特有の訴訟の権利も保障しなければならない。その特有の訴訟の権利は以下である。

第一 訴訟に法定代理人が参加すること。この点については、「刑事訴訟法」第14条には「18歳未満の未成年者による犯罪事件については、その取調べ及び審判の際に、被疑者・被告人の法定代理人に通知して立ち会わせることができる」と規定されているが、「最高人民法院少年刑事事件の審判に関する規定」によって、これをさらに充実されている。たとえば、開廷前あるいは休廷時に、少年法廷の許可を得て、法定代理人は少年被告人と面会することができる。開廷中に、法定代理人は回避申請、質問、弁護などを行う刑事訴訟法上の権利を有し、少年被告人が最終陳述をした後に、発言することもできる。また、法定代理人は独立した上訴権も有している。

第二 審理を非公開で行うこと。「刑事訴訟法」第152条及び「未成年者保護法」第42条に基づき、満14歳以上16歳未満の未成年者の刑事事件は、全て非公開で審理し、満16歳以上18歳未満の未成年者の刑事事件は、原則として非公開で審理する。少年法廷は、少年の将来の社会復帰を配慮して、審理にあたっては、訴訟に関連する資料を開示してはならない。ただし、判決の言渡しは全て公開で行う。

第三 全面調査をすること。少年法廷は、少年事件を審理する際に、事実の認定・証拠の収集及び審査のほかに、少年が犯罪に至った主観的及び客観的原因を究明する責任もある。

第四 適時に処理すること。少年法廷は、事件処理の正確性の保証と社会的な効果の重視を前提にして、迅速かつ円滑な処理を努めなければならない。無罪及び非自由刑の判決を受けた少年に対し、できるだけ早く社会復帰

できるように保障しなければならず、自由刑の判決を受けた少年に対し、適切な教育・矯正を受けられるように保障しなければならない。

第五 懲罰と教育を結び付けること。少年法廷は、少年事件を審理する過程の中で、少年に対し、その刑事責任を追及すると同時に、思想教育を取り入れなければならない。この点は、中国において少年司法制度の中核と強調されている。

審理前の準備 少年法廷は、起訴状の副本を少年被告人に送達する際に、関係する法律条文・政策及び法廷審理の遵守事項を説明しなければならない。法に基づき、少年被告人の弁護を受ける権利を保障し、少年被告人の法定代理人に法廷審理開始時に参加できるように事前通知しなければならない。必要と認めるときは、少年被告人の法定代理人と少年被告人の面会を手配することができる。ただし、裁判官が面会に同席しなければならない。

法廷審理の開始 少年法廷は、まず被告人が有する法律に基づいた訴訟権利を少年被告人に宣告しなければならない。

調査段階では、起訴事実に基づき、少年被告人に自己の犯罪の社会的危害性を認識させ、犯行の動機・目的を追及すると同時に、犯罪の原因・教訓も引き出さなければならない。

弁論段階では、公訴人と弁護人双方は、弁論の少年被告人に対する教育的効果を最大限に発揮しなければならない。双方の弁論を通して、犯罪事実を明らかにすると同時に、犯罪に至る主客観原因を究明する。

最終陳述段階では、裁判官は法廷調査と弁論の状況に基づき、少年被告人を啓発・教育し、犯罪に対する認識・反省及び法廷審理に対する感想等について本音を吐かせる。

判決の言渡し 中国において、少年事件の審理は非公開で行うが、判決の言渡しはすべて公開で行わなければならない。ただし、公判大会として召集してはならない。

有罪判決を言渡す際には、裁判官は少年被告人に対して、罪を認め法に服すように教育をしなければならないと同時に、少年被告人及びその法定代理人に上訴権を有することを告知しなければならない。

無罪判決あるいは刑の執行猶予または刑の執行免除の場合には、少年被告

人が拘禁状態に置かれていれば、即時に釈放の手続をしなければならない。

④ 少年受刑者に対する矯正と保護

中国において、少年犯罪者を収容する矯正施設は少年犯管教所（通常、「少管所」と略称される）である。少年犯管教所は少年監獄であり、日本の少年刑務所にあたる。法改正によって、少年犯管教所の正式な名称は「未成年犯管教所」となっている。現在、中国全土において、監獄・少年犯管教所等の矯正施設は約680ヶ所があり、少年受刑者を含めた約160万人の受刑者を収容している。

少年犯管教所の収容対象は、満14歳以上18歳未満の有期懲役・無期懲役の判決を言渡された少年男女である。ただし、満18歳の時点で残りの刑期は2年以内の場合には、引続き少年犯管教所で服役することができる。

1989年の天安門事件までの長い間に、中国の監獄機関は「労働改造」を矯正の方針と特徴として内外に強調してきたが、その後、西諸国からの人権問題に対する指摘に神経を使い、1994年の新「監獄法」の実施に伴い、「労働改造」というスローガンが封印された。

新「監獄法」は、少年受刑者に対し、「刑を執行する際には、教育改造を主とすべきである。労働（刑務作業）は、未成年者の心身特徴を配慮し、文化学習と生産技能教育を主とすべきである」（第75条）と規定し、未成年犯管教所において、教育を矯正手段として重点に置くことを一層強調した。実際の処遇の面において、成人受刑者と違って、未成年受刑者は週5日間1日4時間以内の刑務作業を課され、残りの半日を文化教育の時間とされている。

文化教育についても、新「監獄法」は、「監獄は状況に応じ、受刑者に対して、非識字者一掃教育、初級教育、初級中等教育を行い、試験に合格した者に対し、教育行政部門より修了証書を授与すべきである」（第63条）と規定し、また、「監獄は国、社会、学校等の教育機関に協力し、未成年受刑者が義務教育を受けるのに必要な条件を提供すべきである」（第75条）と規定している。

減刑 減刑とは中国特有の刑罰執行制度である。つまり、管制・拘役・有期懲役・無期懲役の受刑者に対し、所定条件を満たした場合には、刑を軽くする刑の執行制度である（刑法第78条）。

仮釈放　仮釈放とは、服役中の無期懲役の受刑者に対し、刑期が10年以上執行された場合、また、有期懲役の受刑者に対し、所定刑期が2分の1以上執行された場合、かつ、所定条件を満たした場合に、収容期間満了前において仮に釈放されることである（刑法第81条）。

減刑と仮釈放は、いずれも刑の執行機関である監獄（管制と拘役の場合は公安機関）が減刑意見書または仮釈放意見書を所在地の中級人民法院に提出し、所在地の中級人民法院は、意見書を受理した日から1ヶ月以内にその可否について裁定書によって決定する。少年受刑者の場合は、成人より減刑と仮釈放の適用条件が緩和される。

(3) 犯罪少年以外の非行少年に対する行政手段

① 収容教養制度

収容教養制度は、1957年に北京市公安局が創設した公安機関による非行少年を収容する行政処罰制度であり、1979年から「刑法」の条文に加えられ、制度化された。現在の収容教養制度の根拠は「刑法」第17条4項である。

「刑法」第17条4項は「16歳未満のために処罰を受けない者については、その父母または後見人に管理及び教育を命じる。必要な場合には、政府が収容して教育することができる」と規定しているが、その決定権は少年審判を担当した人民法院になく、公安（警察）機関にある。つまり、収容教養は司法の判断ではなく、行政の判断に委ねられている。この点について、疑問視する声は少なくない。収容教養を対象とする非行少年は、日本の触法少年にあたると理解してよい。

収容教養の収容期間は1年以上3年以下としている。収容年齢について、「刑法」第17条4項には上限の満16歳未満しか規定しなかったが、「未成年者保護法」第39条には、「満14歳以上の未成年者の犯罪で、16歳未満のために刑事処罰を受けることができない者は、その父母または後見人が責任をもって管理教育する。必要なときは、政府が収容して教養することができる」と規定している。しかし、収容教養はあくまでも行政（公安機関）の判断によるものであり、地方によって、これまで最低年齢の満11歳の少年を収容する例も確認されている。

収容教養に処される非行少年の収容は、収容教養制度が創設されてから数十年の間に少年監獄である少年犯管教所を利用していたが、処遇や人権に対する疑問視が根強く、1996年1月22日の「司法部政府収容教養の犯罪少年を労働教養施設に移転収容に関する通知」によって、ようやく別の行政処分施設である労働教養施設に変更された。

② 労働教養制度

労働教養は社会治安の維持、犯罪の予防をするために、違法及び軽微犯罪行為をした者を対象にした中国特有の強制的行政処罰制度である。労働教養制度の法的根拠は、1957年8月1日に全国人民代表大会常務委員会において通過した「労働教養問題に関する決定」である。労働教養は刑事処罰ではなく、違法及び軽犯罪をした者（満16歳以上の非行少年を含む）に対する強制的教育改造を目的とする行政処罰手段である。現在、中国全土には350ヶ所の労働教養所があり、16万人を収容している⁹。

労働教養の決定権は省・自治区・直轄市の地方政府及びその管理下にある大中型都市政府に設立される労働教養管理委員会にあると規定されているが、実際には、公安機関がその決定権を握っている。

労働教養の収容期間は原則として1年以上3年以下であるが、労働教養管理委員会の決定によって、延長または短縮することもできる。

少年の場合は、少年労働教養所または一般労働教養所の少年専用区域に収容され、収容年齢は満16歳以上18歳未満としている。

収容教養と同様に、少年労働教養を対象とする非行少年は、日本の触法少年にあたりと理解してよいが、少年労働教養と収容教養の相違点は以下の諸点である。

第一 法律根拠の相違。収容教養は「刑法」を根拠するが、少年労働教養は行政管理法規を根拠する。

第二 収容する対象の相違。収容教養の収容対象は満14歳以上16歳未満の非行少年であるが、少年労働教養の収容対象は満16歳以上の非行少年である。

第三 処遇手段の相違。収容教養の収容者に対し、教育・挽回を重点を置くが、少年労働教養の収容者に対し、教育改造のほかに、労働改造も科せら

れる。

③ 工読教育制度

工読教育は行政処罰と刑事処罰のいずれも属さない教育制度である。工読学校は国家が違法もしくは軽微犯罪もしくは品行不良の少年のために開設した特殊教育を行う教育機関であり、政府の教育行政機関に属する。

工読学校に送致される非行少年は、日本の虞犯少年と理解してよい。工読学校は満13歳以上17歳未満の違法もしくは軽微犯罪もしくは品行不良の非行少年を収容し、普通の義務教育、職業教育及び法律道德教育を行う。収容期間は原則として2年ないし3年である。

工読学校への送致の手続は、1999年までに在籍学校が公安機関に申請し、公安機関の許可によって送致するという仕組みであったが、1999年11月1日に施行された「未成年者犯罪予防法」によって、少年の父母あるいは後見人、在籍学校と公安機関の三者の同意が必要となった。しかし、いずれにせよ、収容教養、少年労働教養と同様に、工読学校への送致は司法の判断がなく、公安機関による権力の濫用が心配される。

なお、現在、中国全土において、67ヵ所の工読学校がある。

Ⅳ おわりに

以上の日中における少年刑事司法制度の比較から、今日の中国の少年刑事司法の全体像が次のように見える。

まず、少年立法について、「未成年者保護法」と「未成年者犯罪予防法」が実施されているが、その内容は少年審判の根幹となっておらず、少年司法制度と称することさえ無理がある。

次に、少年司法について、日本の少年事件に対する保護処分に対し、中国では少年事件に対し、「刑事罰」、「行政罰」等の「罰」がその基本である。特に、司法判断でない「収容教養」、「少年労働教養」等のいわゆる行政処罰が事実上の少年非行の主要対処手段だけに疑問が残る。しかし、少年非行に限らず、中国は真の法制国家に脱皮するにはまだ険しい道のりがある。

- 1 中華人民共和国中央人民政府のHPによる。平成21年11月13日アクセス。(http://www.gov.cn/test/2005-07/26/content_17363.htm)
- 2 このデータは「法制日報」2005年11月1日によるものである。
- 3 林 維「最近の未成年者犯罪の統計・データの研究」『少年非行に対する法的対応』（日中犯罪学学術交流会・2009年）P51参照。
- 4 森下 忠『刑事政策大綱（新版）』（成文堂・1993年）P354。
- 5 検察庁のHPによる。平成22年1月4日アクセス。(http://www.kensatsu.go.jp/gyoumu/shonen_jiken.htm)
- 6 『平成21年版犯罪白書』P140-141参照。
- 7 同上書P141参照。
- 8 同上書P141-142参照。
- 9 中華人民共和国司法部労働教養管理局のHPによる。平成21年11月13日アクセス。(http://www.moj.gov.cn/ldjyglj/2007-05/16/content_19622.htm)

【参考文献】

- 菊田 幸一『中国の青少年刑事司法』（明石書店・2005年）
- 張 凌・野村 稔「中華人民共和国新刑法（1997年）について」
早稲田大学『比較法学』第32巻第2号・1999年
- 鞠 青『新時代工読教育の発展と完備』（中国人民公安大学出版社・2007年）
- 李 昶「青少年犯罪の原因及びその予防について」法律図書館・2005年
- 張 強「社会学視野における青少年犯罪及び社会制御」社会学網・2008年
- 孫 仲洪「青少年犯罪の予防対策について」東方法眼・2006年
- 周 海濱・隋 航「青少年犯罪の特徴及び防止対策」樺南県人民法院・2009年
- 佚名「労働教養の立法欠陥に関する法理学的分析」中科软件园・2006年
- 靳 東・郭 軼「収容教養の法的空白について」『青少年と法』編集部・2009年